

羽村市

東京都羽村市秘書広報課広報・シティプロモーション係

令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 (住民税非課税世帯給付金及び、価格高騰緊急支援給付金に係る分) の返還金の支払い遅延に伴う延滞金の発生について

このたび、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（住民税非課税世帯給付金及び、価格高騰緊急支援給付金に係る分）の返還金の支払い遅延に伴い、延滞金の支払いが必要となった事案が発生いたしましたので、お知らせします。

1. 事案の概要

令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（住民税非課税世帯給付金及び、価格高騰緊急支援給付金に係る分）について、概算交付額と実績額の差額である、89,606,894円を返還することとなりました。この返還金の納付期限が8月5日であったところ、以下の理由により9月12日に納付したため、延滞金が生じることとなりました。

当該補助金については、実績額の誤りが判明したことから、追加の返還金275,000円が生じました。このため、当初の返還金と追加の返還金の納付の扱いについて、6月29日に東京都の担当部署に電話で確認したところ、まとめて納付するよう助言を受けたと認識し、追加の返還金も含めた納付書の送付を待ったことにより、当初の返還金の納付期限までには納付をしなかったことによるものです。

電話確認の際の都と市の認識の錯誤ではありますが、都から4月19日に送信されたメールには、実績額の修正があった場合でも、当初の返還額で一旦返還するよう記載があったこと、当該補助金を所管する内閣府に直接確認したところ、今回のケースが、法律の規定による、延滞金を免除するやむを得ない事情には該当しないことから、延滞金を納付することとなりました。

2. 補助金返還金の納付遅延に伴う延滞金の額

967,754円 （89,606,894円 × 10.95% × 36日 / 365日 = 967,754円）

3. 今後の対応

①延滞金の支払いについて

11月24日に専決処分を行い、11月27日に、延滞金の支払いを行いました。

令和5年第4回市議会定例会（12月）に、専決処分の承認を求める議案を提出します。

②再発防止について

業務チェック体制を見直し、返還金等の事務処理について、担当職員以外の複数の職員で確認するとともに、進捗状況について随時情報提供を行い、再発防止を図ります。

【問合せ】

福祉健康部社会福祉課

電話042-555-1111（内線111）

E-mail : s301000@city.hamura.tokyo.jp

